

3 4. 兵庫県災害援護金支給等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、災害の発生に際し、当該災害による被災者に対して災害援護金及び死亡見舞金を支給することにより、被災者の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震（地震による火事を含む。）、津波その他異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (3) その他の災害 災害のうち、自然災害以外の災害をいう。
- (4) 被災世帯主 災害によって被害を受けた世帯の世帯主をいう。
- (5) 重傷の被災者 災害によって1箇月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民をいう。

(災害援護金)

第3条 県は、次に掲げる者に対して災害援護金を支給するものとする。

- (1) 県の区域内において発生した自然災害による一の市町の区域内の被害数が5以上に達した場合にあっては、当該自然災害による県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重症の被災者
 - (2) 県の区域内において発生したその他の災害について災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が実施された場合にあっては、当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重症の被災者
- 2 前項第1号の被害数は、被害を受けた世帯数により算定するものとし、住家が全壊し、全焼し、または流失した世帯1世帯を1とし、半壊し、または半焼した世帯1世帯を2分の1とし、床上浸水した世帯1世帯を3分の1として計算するものとする。
- 3 第1項の災害援護金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(死亡見舞金)

第4条 県は、次に掲げる者に対して死亡見舞金を支給するものとする。

- (1) 県の区域内において発生した自然災害により死亡した者の遺族
 - (2) 県の区域内において発生し、かつ、災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した者の遺族
 - (3) 県の区域外（日本国内に限る。）において、自然災害または災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した県民の遺族
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が等に必要があると認める災害により死亡した者の遺族
- 2 前項の死亡見舞金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(適用除外)

第5条 県は、前2条の規定に該当する場合においても、当該被災者の責めに返すべき理由により被害が生じたとき、その他知事が災害援護金及び死亡見舞金を支給することが適当でないと認めるときは、これを支給しないことがある。

- 2 県は、前条第1項第1号又は第3号に該当する場合であっても、当該死亡した者の遺族に対し

て災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定による災害弔慰金が支給されたときは、死亡見舞金を支給しないものとする。

（補則）

第6条 この規則の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（災害援護金等の支給に関する規則の廃止）
- 2 災害援護金等の支給に関する規則（昭和43年兵庫県規則第52号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行前に発生した災害に係る災害援護金等の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年4月1日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した災害から適用する。

附 則（昭和58年2月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月30日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成2年3月18日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則（平成16年10月29日規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成16年8月30日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月9日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成21年8月9日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月17日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成25年4月13日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

災害援護金		
災害の種別	被害の種別	災害援護金の額
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき200,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき100,000円
	住家の一部損壊（被害に係る損害割合が10分の1以上であるものに限る。）又は床上浸水	1世帯につき 50,000円
	重傷の被災者	1人につき 30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 50,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 30,000円

別表第2（第4条関係）

死亡見舞金		
災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 200,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき 200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき 100,000円

備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

3.5. 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援があったものとみなす。
(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とす

る。

- 2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

- 3 前2項に定めるものほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他必要な資料の提供

(2) 県と市町との連絡会等の開催

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会长及び兵庫県町村会会长が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県知事	井 戸 敏 三
神戸市長	矢 田 立 郎
姫路市長	石 見 利 勝
尼崎市長	白 井 文
明石市長	北 口 寛 人
西宮市長	山 田 知
洲本市長	柳 実 郎
芦屋市長	山 中 健
伊丹市長	藤 原 保 幸
相生市長	谷 口 芳 紀
豊岡市長	中 貞 宗 治
加古川市長	樽 本 庄 一
たつの市長	西 田 正 則
赤穂市長	豆 田 正 明
西脇市長	來 住 喬 一
宝塚市長	阪 上 善 秀
三木市長	篠 本 吉 秀
高砂市長	田 村 広 一

川西市長	柴 生	進
小野市長	蓬 菜	務
三田市長	岡 田	義
加西市長	中 川	暢
篠山市長	瀬 戸	龟
養父市長	梅 谷	馨
丹波市長	辻 重	五 郎
南あわじ市長	中 田	勝 久
朝来市長	井 上	俊 彦
淡路市長	門 康	彦 明
宍粟市長	白 谷	敏 一
加東市長	山 本	廣 男
猪名川町長	真 田	保 規
多可町長	戸 古	善 博
稲見町長	清 水	ひろ子
播磨町長	足 立	秋 理
神河町長	市 尾	崎 光
市川町長	福 嶋	田 正
福崎町長	太 子	藤 弘
太子町長	上 首	安 則
郡町長	佐 安	則 慎
佐用町長	香 美	庵 遼
香美町長	新 温 泉	藤 原 典
新温泉町長	馬 場	久 章
		雅 嗣 人

3 6. 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、西播磨地域5市6町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行う

ことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) 救援に必要な物資等の備蓄
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災計画の策定)

第10条 締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補 則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年（1996年）4月1日から効力を生じるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）4月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成8年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）10月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）11月7日から効力を生じるものとする。
 2 平成17年10月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定
 は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年（2006年）3月27日から効力を生じるものとする。
 2 平成17年11月7日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定
 は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を11通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各
 1通を保有する。

平成18年（2006年）3月27日

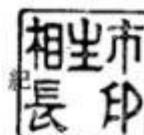
姫路市長

石見利勝



相生市長

谷口芳



赤穂市長

豆田正



宍粟市長

白谷敏明



たつの市

西田正則



市川町長

尾崎光



福崎町長

船田正義



神河町長

足立理



太子町長

首藤正



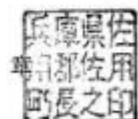
上郡町長

安則眞



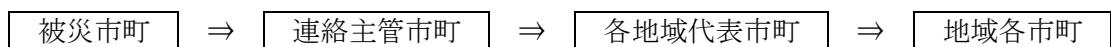
佐用町長

庵造典



● 連絡主管市町及び連絡体制

被災市町		連絡体制	
地域	地域市町	連絡主管市町	地域代表市町
姫路地域	姫路市	赤穂市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
揖龍・相生地域	相生市・たつの市・太子町	宍粟市	姫路市・赤穂市・神河町・佐用町
赤穂地域	赤穂市・上郡町	姫路市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
神崎地域	市川町・福崎町・神河町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・佐用町
宍粟地域	宍粟市	姫路市	相生市・赤穂市・神河町・佐用町
佐用地域	佐用町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・神河町



3.7. 姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書

姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、姫路市、市川町、福崎町及び神河町（以下「関係市町」という。）は、消防団の相互応援に關し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、関係市町の区域において、火災又は救急救助事故（以下「火災等」という。）が発生した場合、関係市町が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第2条 関係市町の区域において、火災等が発生し、この協定に基づく応援を受けようとする関係市町の長は、相手方の関係市町の長に対して応援を要請し、応援要請を受けた関係市町の長は、この要請に基づき、消防団員で構成される部隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、関係市町の境界付近で発生した火災等については、この限りでない。

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、電話その他の方法により、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 火災等の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

2 前項の応援要請は、姫路市においては、姫路市消防局情報指令課を、市川町、福崎町及び神河町においては、消防事務を主管する課を通じて行うものとする。

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けた関係市町の長は、応援を行うことが、可能と判断した場合は、応援隊を派遣するものとする。ただし、応援隊を派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく、応援を受けようとする関係市町の長に通報するもの

とする。

2 応援隊を派遣した関係市町の長（以下「応援側の長」という。）は、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数及び到着予定時刻を、応援を受ける関係市町の長（以下「受援側の長」という。）に報告しなければならない。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊は、姫路市消防長又は関係市町の区域を管轄する消防署長の指揮の下に行動するものとする。

（応援の報告）

第6条 応援隊の長は、災害発生地に到着したときは、受援側の現場最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨を報告しなければならない。

2 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要事項を指揮者に報告するものとする。

（応援隊の報告）

第7条 応援側の長は、現場を引き揚げたときは、速やかに応援活動の概要を、別記様式により受援側の長に報告するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費の負担については、次に定めるとおりとする。

(1) 応援側の市又は町において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人物費その他の経費

(2) 受援側の市又は町において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金又は賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側の市又は町に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な経費の負担については、当該関係市町の長が、その都度、協議の上定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、関係市町の長が協議の上別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し各自1通を保有する。

平成19年 3月29日

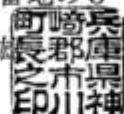
姫路市安田四丁目1番地

姫路市長 石見利勝



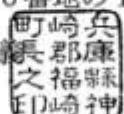
神崎郡市川町西川辺165番地の3

市川町長 尾崎光



神崎郡福崎町南田原3116番地の1

福崎町長 鳩田正義



神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 足立理



3.8. 朝来市及び神河町における消防相互応援協定書

朝来市及び神河町における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、朝来市（以下「甲」という。）及び神河町（以下「乙」という。）は、消防団の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、水火災又は地震等、法第1条に規定する災害が発生した場合、甲及び乙が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲又は乙の区域において、災害が発生し、この協定に基づく応援を受けようとする甲又は乙の長（以下「受援側の長」という。）は、相手側の市又は町の長（以下「応援側の長」という。）に対して応援を要請し、応援側の長は、この要請に基づき、消防団員で構成される部隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、甲又は乙の境界付近で発生した災害については、この限りでない。

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、電話その他の方法により、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の応援要請があったときは、応援側の長は、その管轄区域内の活動に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。ただし、応援隊を派遣しが

たいときは、その旨を速やかに、受援側の長に通報するものとする。

2 応援側の長は、出発時刻、到着予定時刻、出動人員、出動車両及び持参する資機材を受援側の長に電話その他の方法で報告しなければならない。

(応援隊の誘導)

第5条 受援側の長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊は、甲又は乙の区域を管轄する消防長又は消防署長の指揮の下に行動するものとする。

(応援の報告)

第7条 応援隊の長は、災害発生地に到着したときは、受援側の現場における最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨を報告しなければならない。

2 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要事項を指揮者に報告するものとする。

(応援活動の通知)

第8条 応援側の長は、応援活動が終了したとき又は応援隊が帰着したときは、別記様式により、速やかに応援活動の概要を受援側の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援側の市又は町において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等

(2) 受援側の市又は町において負担する経費

- ア 受援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 受援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金
- オ 受援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側の市又は町に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）。ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。
- カ その他受援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な経費の負担については、その都度、甲及び乙の長が、協議して定めるものとする。

(協議)

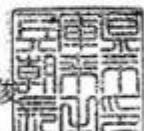
第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自そ の1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 朝来市長 井 上 英 俊



乙 神河町長 足 立 理 秋



39. 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

神河町長（以下「甲」という。）と、神河町建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、業務のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、建設資機材等応援要請書（様式1）（以下「要請書」という。）により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、要請書を持って要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書をもって要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、建設資機材等報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により速やかに神河町長に提出するものとする。ただし、報告書を持って報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を神河町長に提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項または第68条第1項の規定により、他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 経費等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては神河町防災担当課長、乙においては、神河町建設協会会長とする。

（適用）

第10条 この協定は、平成22年7月15日から適用する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月15日

甲 神崎郡神河町 町長 山名宗



乙 神河町建設業協会 会長 片岡



40. 災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（大河内郵便局）

災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書

神河町足立理秋（以下「甲」という。）と大河内郵便局長豊島つた子（以下「乙」という。）は、神河町内に発生した地震、風水害等による災害において、神河町及び神河町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結するものとする。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事など）の原因による被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合に、相互に協力要請することができるものとする。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の相互提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務の取扱い
- (3) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所管施設及び用地の相互提供
- (5) 災害時における災害情報にかかる広報の提出等
- (6) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び協力の内容
- (2) 協力の期間
- (3) 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(災害対策本部への参加)

第6条 甲が要請したとき、乙は神河町災害対策本部へ参加することができるものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 神河町内の郵便局は、神河町又は町内各集落が行う防災訓練等に参加することができるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては神河町防災担当課長、乙においては、大河内郵便局長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

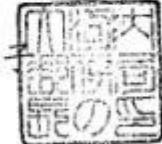
甲 神崎郡神河町

町長 足立 理秋



乙 大河内郵便局

局長 豊島 つた子



4.1. 災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（神崎郡郵便局）

災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書

神河町足立理秋（以下「甲」という。）と神崎郵便局長竹内伊三夫（以下「乙」という。）は、神河町内に発生した地震、風水害等による災害において、神河町及び神河町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結するものとする。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事など）の原因による被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合に、相互に協力要請することができるものとする。

- (1) 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の相互提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかる災害特別事務の取扱い
- (3) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所管施設及び用地の相互提供
- (5) 災害時における災害情報にかかる広報の提出等
- (6) その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び協力の内容
- (2) 協力の期間
- (3) 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(災害対策本部への参加)

第6条 甲が要請したとき、乙は神河町災害対策本部へ参加することができるものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 神河町内の郵便局は、神河町又は町内各集落が行う防災訓練等に参加することができるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては神河町防災担当課長、乙においては、神崎郵便局長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 神崎郡神河町 町長 足立 理秋



乙 神崎郵便局 局長 竹内 伊三夫



4.2. 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割的重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地への医療救護チームの派遣
 - (2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
 - (3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
 - (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置
- 2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

(その他)

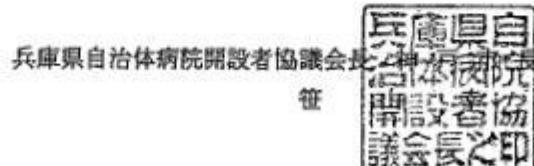
第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は記名押印のうえ、各1通を保管する。

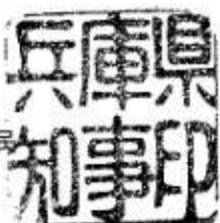
付 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

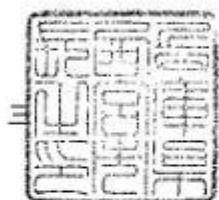
平成8年1月16日



兵庫県知事 貝原俊民



西宮市長 馬場順



芦屋市長 北村春江



伊丹市長 松下



宝塚市長 正司泰一郎



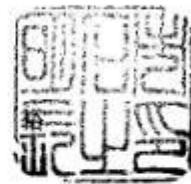
川西市長 柴生



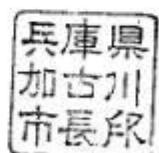
三田市長 塔下真



明石市長岡田進



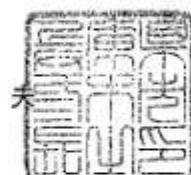
加古川市長木下正



西脇市長石野重



三木市長加吉房



高砂市長 大内秀



小野市長 廣瀬博



加西市長 藤岡重



社町長 上石勝



相生市長 藤田義明



赤穂市長 北爪照



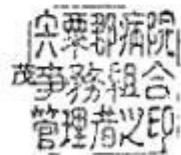
神崎町長 足立理秋



御津町長 山下昭



六甲病院事務組合管理者 古川



兵庫県農林総合管理署 今井晶



香住町長 青山幸



飯坂町長 中井



兵庫県農林総合管理署 梅谷



4.3. 神河町多可町広域消防相互応援協定

神河町多可町広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害が発生した場合における、神河町及び多可町（以下「協定町」という。）の相互応援協定について必要な事項を定め、もって総合的な消防防災体制を確立することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定町の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは火災、水災若しくはその他災害で応援を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、受援町の長（以下「受援町長」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして応援町の長（以下「応援町長」という。）に対して行うものとする。ただし、災害発生規模又は災害発生場所により、受援町長の応援要請を待たずに応援出動した場合には、受援町長の要請があったものとみなす。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両・人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた町長は、消防団員で構成される部隊（以下「応援隊」という。）の派遣の可否について、受援町長に連絡するものとする。

2 応援町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材及び到着予定時刻を受援町長に連絡するものとする。

(応援の中止)

第6条 応援町に応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じたときは、応援町長は、受援町長と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、災害発生地を管轄する消防長又は消防団長の指揮の下に行動するものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援町長は、応援活動が終了したとき、又は応援隊が帰所したときは、速やかに受援町長に対し応援活動の内容を報告するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担区分は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援町において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費及びその他の経費

(2) 受援町において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金等

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担とする。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定町長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

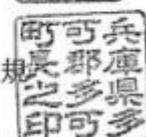
本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し各自1通を保有する。

平成21年2月2日

神河町長 足立理



多可町長 戸田善



4.4. 災害時の応援に関する申し合わせ（国交省近畿地方整備局）

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と神河町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。
 一 神河町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
 三 災害に係る専門家の派遣
 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
 六 通行規制等の措置
 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。
 なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。
 なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成25年7月19日

甲 近畿地方整備局長 谷本光



乙 神河町長 山名宗情



45. 災害時等の応援に関する申し合わせ（姫路河川国道事務所）

「災害時等の応援に関する申し合わせ」